

入院時食事療養(Ⅰ)

当院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理(年齢・病状による適切な栄養量及び内容)された食事を適時、適温で提供しています。(朝食8時、昼食12時、夕食6時以降)
また、医師の発行する食事箋に基づき、糖尿病をはじめとした適切な特別食を提供しております。

医療法人 CLS すがはら 菅原病院
院長 菅原 謙三